

# 戸籍証明書等の請求書

宇美町長 殿

令和 年 月 日

※請求には本人確認書類が必要です。その他の注意事項は裏面に記載されています。

請求者	住所 福岡県糟屋郡宇美町宇美5丁目1番1号 電話番号092 - 932 - 1111	
	フリガナ ウミ ハナコ 氏名 宇美 花子	生年月日 明・大・昭・平・令 63 年 1 月 1 日
窓口 きた方 (請求者と 違うとき)	住所 電話番号 - -	
	フリガナ 氏名	生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日
戸籍に記載 されている 方との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 (夫又は妻) <input type="checkbox"/> 直系尊属 (父母又は祖父母) <input type="checkbox"/> 直系卑属 (子又は、孫) <input type="checkbox"/> 代理人 (委任状) <input type="checkbox"/> その他 その他の場合には、下記のいずれかにチェックをつけた上で、請求の理由を詳細に記載してください。	
請求の理由	<input type="checkbox"/> 権利の行使・義務履行のため <input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提出するため <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 結婚相談所へ提出 )	
権限書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 資格証明書 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

## ○どなたの戸籍・証明が必要ですか。

本籍	宇美町 宇美5丁目1番	
筆頭者の氏名	フリガナ ウミ タロウ (戸籍のはじめに書かれている人) 氏名 宇美 太郎	生年月日 明・大・昭・平・令 33 年 1 月 1 日
必要な人の 氏名	フリガナ ウミ ハナコ (抄本、身分証明書を請求される際は必ずご記入ください。) 氏名 宇美 花子	生年月日 明・大・昭・平・令 63 年 1 月 1 日

## ○必要な証明は何ですか。

戸籍	謄本 (全部事項)	通	附票	謄本 (全部事項)	通
	抄本 (個人事項)	通		抄本 (個人事項)	通
除籍	謄本 (電・紙)	通	※ ・記載が必要な場合は、 請求の理由が必要です。 ・□にチェックの無い場合は記 載されません。	本籍と筆頭者の記載が※	<input type="checkbox"/> 必要
	抄本 (電・紙)	通		[登録のある方のみ] 在外選挙人登録地の記載が※	<input type="checkbox"/> 必要
改製原戸籍	謄本 (全部事項)	通	身分証明書・ <u>独身証明書</u> ・出産育児一時金証明 ( 届)記載事項証明書・不在籍証明書 ( 届)受 理 証 明 書 その他 ( )	1 通	通
	抄本 (個人事項)	通			

本人確認	◇運転免許証 ◇旅券 ◇マイナンバーカード ◇住基カード(写真付き) ◇官公署が発行した身分証明書 ◇口頭 ◇その他 ( )	受・交	.
------	---	-----	---

## 請求に当たっての注意事項

### 1. 請求の理由の記載について

- (1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合  
権利・義務の発生原因、内容とその権利の行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。
- (2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合  
戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。  
また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。
- (3) その他の理由で請求する場合  
戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

### 2. 書類の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、書類の提供を求めることがあります。

### 3. 戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、個人の事項について証明することで足りる場合には、戸籍個人事項証明をご利用ください。

### 4. 本人確認書類について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

### 5. 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限又は使用者の権限を証明する書類が必要です。

### 6. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

※ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。